

令和2年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への 適合状況等の報告の確認について

閣議決定に基づき、文部科学省において、各国立大学法人が公表した適合状況等の報告について、外部の有識者からなる「『国立大学法人ガバナンス・コード』に関する協力者会議」の意見を踏まえて確認を行った。確認の結果の概要は、以下の通りである。

令和3年2月28日までに全ての国立大学法人(85法人)が各法人のホームページに「国立大学法人ガバナンス・コード」への適合状況等の報告について公表を行った。

各法人の報告の中には、経営協議会や監事のチェックを適切に受け、各原則への適合あるいは実施していない状況を明確に説明している優れた事例もあった。他方、全ての原則に対して適合していると報告しているものの、適合していると判断する根拠が曖昧であったり、適合状況が十分に説明されていない事例も比較的多く見られた。

「国立大学法人ガバナンス・コード」については、形式的に全ての原則に適合することを目指すのではなく、各原則の趣旨に照らして、適切にセルフチェックを行い、実施していない点については、その旨や理由を明らかにするとともに今後に向けた改善の方針を示すことが重要である。

ガバナンス体制の構築は、一朝一夕に実現し得るものではなく、毎年度の適合状況等の確認を通じて、着実に改善を図っていくことが求められる。

各法人におかれては、こうした観点から、報告内容を見返していただくとともに、別紙の事例集を参考としつつ、ガバナンスの強化に向けた検討を進めていただくことを期待する。

令和3年3月29日
高等教育局国立大学法人支援課